

〔平 20. 7. 22〕
〔企画 25-3〕

資 料

(相続税関係)

目 次

・平成 20 年度税制改正の要綱（抄）	1
・新しい事業承継税制（案）の概要	2
・抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）①	3
・遺産課税方式・遺産取得課税方式・現行制度のイメージ	5
・相続税の課税方式の類型	6
・現行の法定相続分課税方式の仕組み	7
・相続税の課税方式の見直しに伴う主な法制的・実務的論点（有識者からのヒアリング結果）	8
・抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）②	15
・経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2008（抄）	16

平成 20 年度税制改正の要綱（抄）

〔平成 20 年 1 月 11 日〕
閣 議 決 定

（備考）事業承継税制

事業承継税制の抜本見直しについては、中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）の制定を踏まえ、平成 21 年度税制改正において、以下を骨子とする事業の後継者を対象とした「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」を創設する。

本制度は中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律（仮称）施行日以後の相続等に遡って適用する。

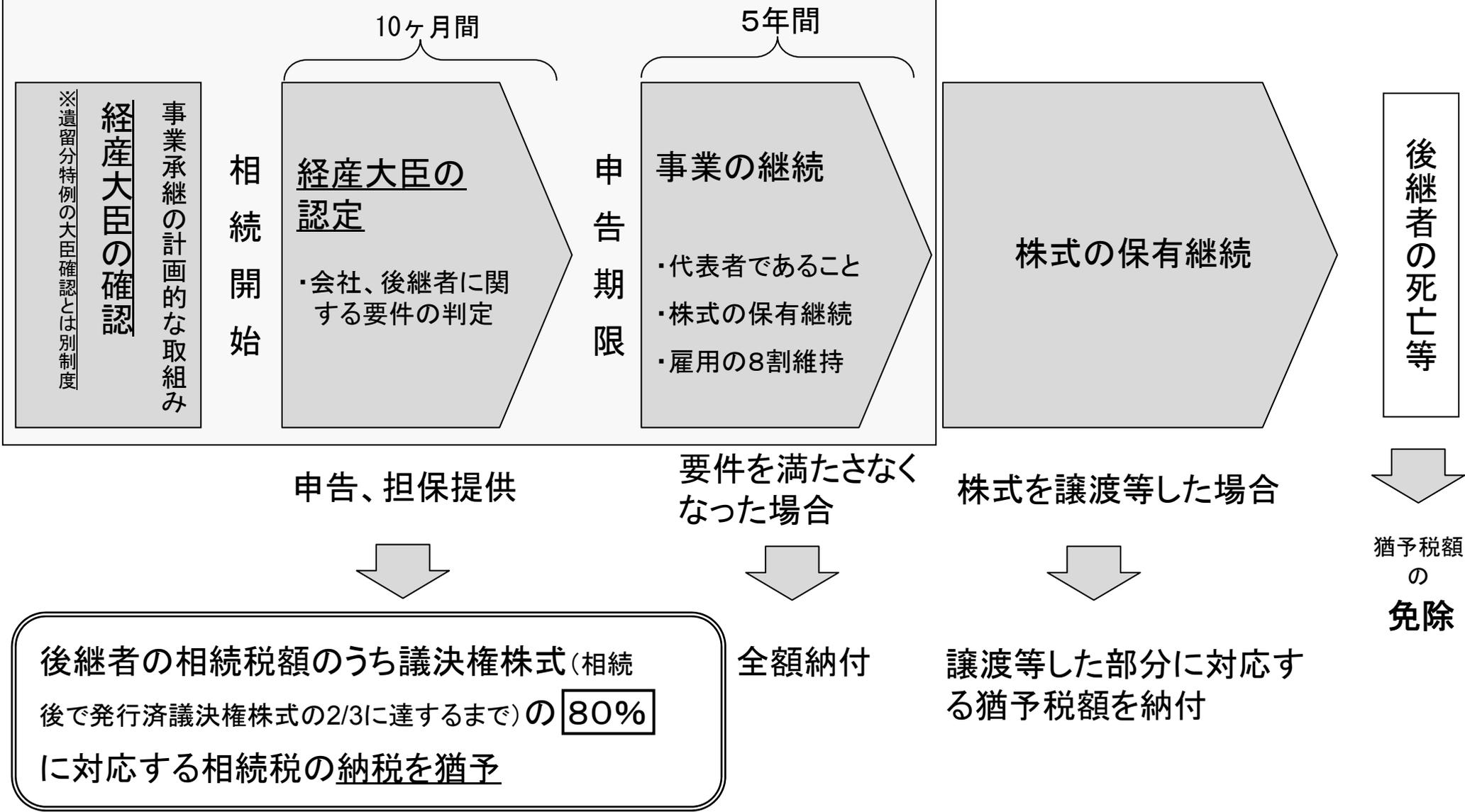
この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する。

その際、格差の固定化の防止、老後扶養の社会化への対処等相続税を巡る今日的課題を踏まえ、相続税の総合的見直しを検討する。

（後 略）

新しい事業承継税制(案)の概要

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(20年5月9日成立、20年10月1日施行)に基づく経済産業大臣の関与



抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）①

平成 19 年 11 月 20 日
税 制 調 査 会

第 2 各論

6. 資産課税

(1) 相続税

④ 事業承継税制

中小企業の事業承継においては、事業の将来性に対する不安や後継者不足などの問題が生じているが、これに関連して、相続税負担についても、雇用確保や経済活力の維持の観点から一層の配慮が必要であるとの意見がある。他方、事業用資産を持たない者との課税の公平性や親族間の相続（世襲）による事業承継を支援することの必要性の観点から、十分な吟味が必要であるとの指摘もある。また、同族株式を遺産として残す者は、平均的にみれば、相続税の課税対象者の中でも富裕層に属していることにも留意する必要がある。加えて、事業承継における相続税負担の影響等に関する実態の分析も必要である。

こうした点も踏まえれば、事業承継税制については、課税の公平性等の観点からも許容できる、経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要がある。現行の各種特例を拡充することに関する前述の問題点にも留意しつつ、相続税制全体の見直しの中でさらに検討を進めることが必要である。

② 課税方式

現行課税方式（法定相続分課税）は、導入当時（昭和 33 年度税制改正）の財産相続の状況を踏まえ、仮装分割への対応や分割相続が困難な農家及び中小企業における相続にも配慮する趣旨から導入された。

しかしながら、必ずしも個々の相続人の相続額に応じた課税がなされず、また、一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する、といった問題も指摘されている。

また、居住等の継続に配慮した現行の各種特例は、現行課税方式の下では居住等を継続しない他の共同相続人の税負担をも軽減する効果があるため、制度の趣旨や課税の公平性の面からも問題と考えられる。これら特例の拡充はこの問題の増幅につながることに留意する必要がある。

課税方式のあり方については、こうした点を踏まえ、導入当時からの相続の実態の変化や各種特例の整備状況も考慮し、さらに具体的かつ実務的な検討が必要である。

③ 基礎控除・税率構造

相続税の基礎控除は、中間層の個人生活の経済的基盤を損なわないよう、これまでは主として地価の上昇に伴い引き上げられてきた。しかし、前述の通り現在の地価はバブル期以前の水準まで低下しており、また、相続税の担税力を有する層は拡大している。さらに、制度面においても配偶者への配慮や、居住等の継続に係る各種特例の整備等もなされてきたところである。

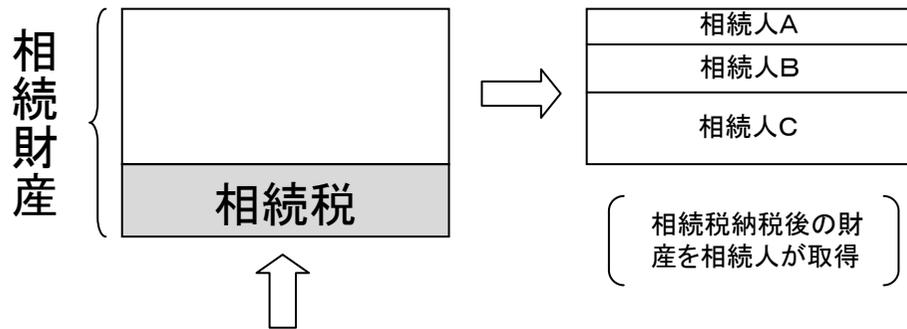
これらに加え、格差の固定化の防止や老後扶養の社会化に対する還元といった今日的な観点も踏まえれば、地価上昇時に引き上げられ高止まりしている現在の基礎控除の水準は引下げが適当と考えられる。

また、現在の基礎控除の定額部分は、分割困難な農家及び中小企業の相続を考慮し、一定額を基礎的に控除する趣旨で設けられたが、その後の各種特例の整備に伴い、当初の意義は低下している。さらに、定額部分がある結果、法定相続人数が多いほど相続人一人当たりの基礎控除額が逡減するため、相続額が同額でも法定相続人数の違いにより税負担に不均衡が生ずるといった問題もある。このため、基礎控除の構造についてもその水準とともに見直すことが適当である。

併せて、最高税率を含む税率構造のあり方についても、格差の固定化の防止といった観点から検討する必要がある。

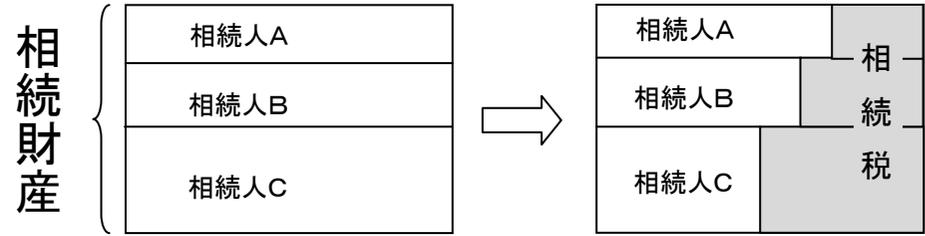
遺産課税方式・遺産取得課税方式・現行制度のイメージ

(1) 遺産課税 (米・英)



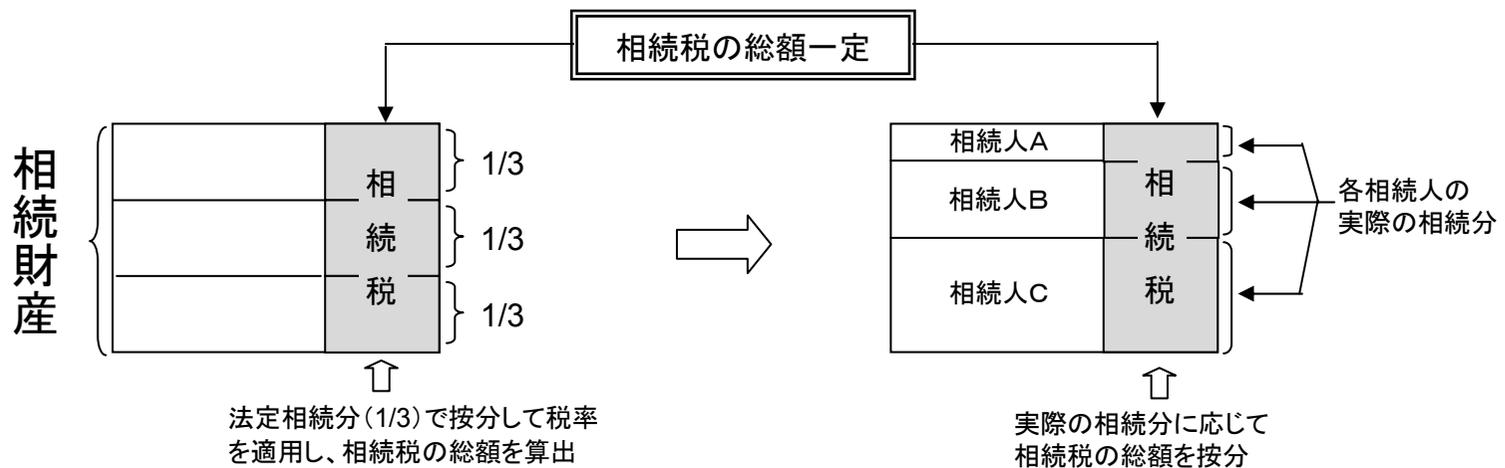
分割前の相続財産(遺産)に対して一定の率(累進又は定率)で課税

(2) 遺産取得課税 (独・仏)



各相続人に対し取得額に応じて累進で課税

(3) 現行制度(法定相続分課税方式) (日本)

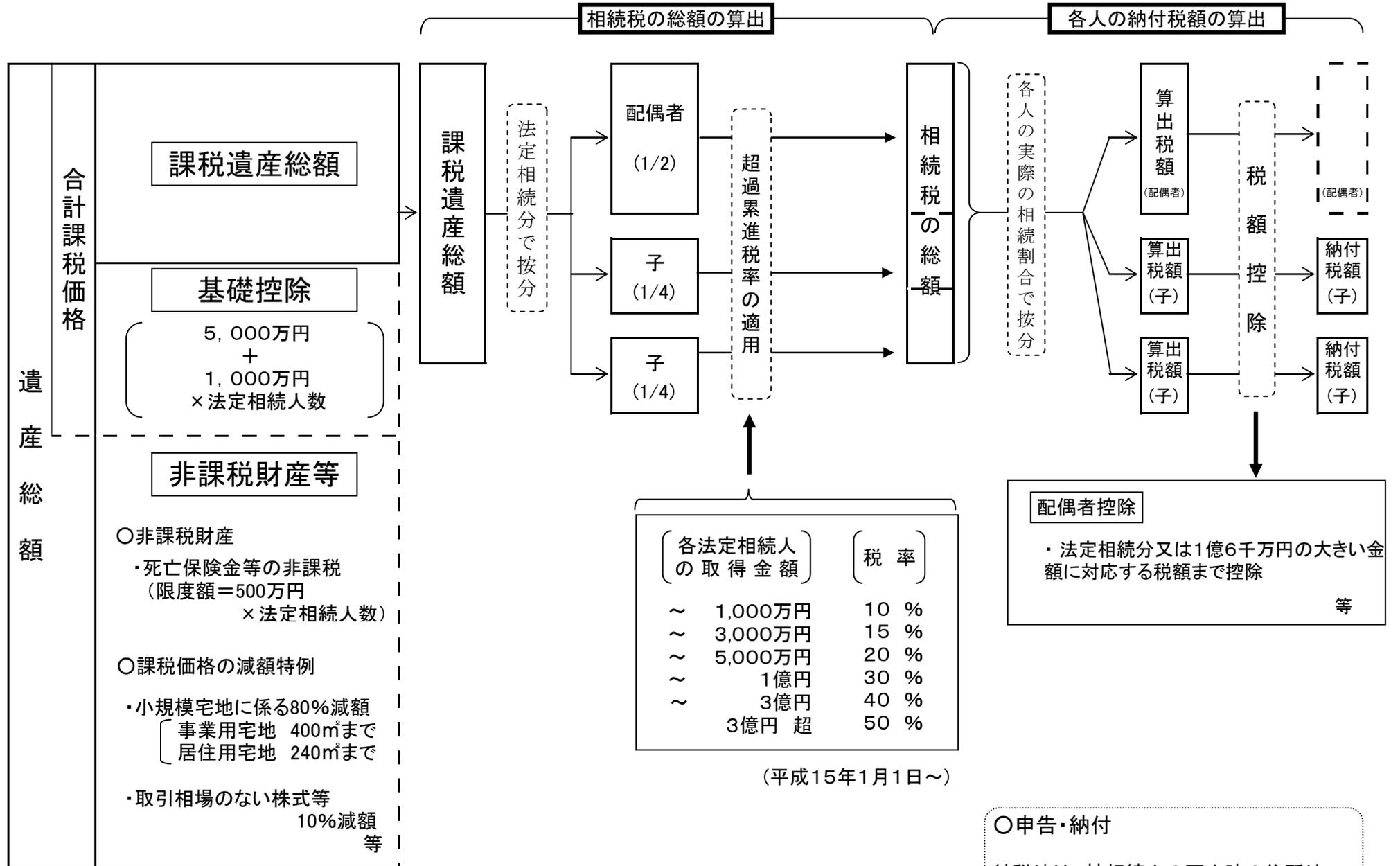


相続税の課税方式の類型

課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	現行制度（法定相続分課税方式）
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式 贈与については、贈与者課税	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	遺産取得課税方式を基本として、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、それを各人の取得財産額に応じ按分して課税する方式
採用国	アメリカ、イギリス	ドイツ、フランス 〔昭25~32 日本〕	日本（昭33~）
考え方	被相続人の一生を通じた税負担の清算を行い、被相続人が生存中に蓄積した富の一部を死亡に当たって社会に還元するという考え方	偶然の理由による富の増加に担税力を見出して相続人に課税することにより、富の集中の抑制を図るという考え方	① 累進税率の緩和を企図した仮装分割への対応 ② 農業や中小企業の資産等分割が困難な資産の相続への配慮 といった観点から、実際の遺産分割の状況により負担に大幅な差異が生じることを防止するという考え方
特色	遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じない。 〔個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進税率が適用されず、各々の担税力に応じた課税という点で限界がある。〕	個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じた累進税率を適用することができ、各々の担税力に応じた課税をすることができる。 〔遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる。〕	それぞれの方式の長所を採り入れている。但し、 ① <u>自己が取得した財産だけでなく、他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができない。</u> （したがって、 <u>一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する。</u> ） ② <u>相続により取得した財産の額が同額であっても法定相続人の数によって税額が異なる。</u> ③ <u>居住や事業の継続に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の共同相続人の税負担まで緩和される。</u>

現行の法定相続分課税方式の仕組み

(相続人が配偶者+子2人の場合)



相続税の課税方式の見直しに伴う主な法制的・実務的論点

(有識者からのヒアリング結果)

平成 20 年度税制改正の要綱（平成 20 年 1 月 11 日閣議決定）において「この新しい事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることを検討する」とされたところ。これを踏まえ、課税方式を改めることになった場合の主な法制的・実務的論点としてどのようなものが現時点において考えられるかにつき、有識者からヒアリングを行った結果を整理したもの。

1. 税額計算の基本構造

(イ) 基礎控除の基本構造

(ロ) 被相続人との身分関係に応じた基礎控除・税率等

(ハ) 配偶者に係る負担軽減のあり方

(ニ) 生命保険金・死亡退職金に係る負担軽減のあり方

(ホ) 特例措置等（小規模宅地、農地に係る納税猶予等）に係る負担軽減のあり方

(ヘ) 各種控除（配偶者控除、未成年者控除、障害者控除）の形態

2. 未分割での申告

3. 仮装分割・仮装未分割等への対応

4. 遺贈

5. 普通養子

6. 申告納税地

7. 申告書

8. 連帯納付義務

1. 税額計算の基本構造 (イ) 基礎控除の基本構造
(現行)

- ・遺産総額からの控除
- ・控除額=5,000万円+1,000万円×法定相続人数

1-(イ)-1【基本構造】

- 遺産総額からの控除に代え、取得者ごとの取得財産からの控除とするか。

1-(イ)-2【控除額の設定方法】

- 控除額についてはどのような形（法定相続人数を考慮した形とするか、取得者ごとの固定額とするか等）で設定するか。

1-(イ)-3【基礎控除の基本構造と申告義務の有無の判断基準】

- 現行においては、基本的には、遺産総額及び法定相続人数等により、全ての取得者の申告義務の有無が判断できるが、課税方式を見直した場合にはどのように考えるか。

1. 税額計算の基本構造 (ロ) 被相続人との身分関係に応じた基礎控除・税率等
(現行)

- ・基礎控除額=5,000万円+1,000万円×法定相続人数
- ・税率表は（被相続人との身分関係に関わらず）単一
- ・「一親等血族及び配偶者」以外の者に対して税額を2割加算

1-(ロ)-1【被相続人との身分関係に応じた基礎控除・税率等】

- 取得者ごとに基礎控除を設ける場合、取得者と被相続人との身分関係に応じて控除額に差異を設けるか。差異を設けるとした場合、どのような区分・差異が考えられるか。
- 取得者と被相続人との身分関係に応じて税率等に差異を設けるか。差異を設けるとした場合、どのような区分・差異を設けることが考えられるか。

1. 税額計算の基本構造 (ハ) 配偶者に係る負担軽減のあり方
(現行)

- ・相続税の総額に、合計課税価格に配偶者の法定相続分を乗じて得た金額（当該額が1億6,000万円に満たない場合には1億6,000万円）と配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額のうち少ない金額が合計課税価格に占める割合を乗じた金額を、税額から控除

1-(ハ)-1【控除方式】

- 負担軽減は、税額からの控除方式とするか、課税価格からの控除方式とするか。

1-(ハ)-2【控除額の設定方法】

- 控除額についてはどのような形（法定相続分を考慮した形とするか等）で設定するか。

1-(ハ)-3【全体財産の把握の必要性】

- 現行と同様、法定相続分をベースとして税負担を軽減とした場合、納税者、課税当局ともに、税額計算を行うに当たり、相続に係る全体財産の課税価格を把握する必要があるが、どのように把握するか。（7-1【申告義務】参照）

1. 税額計算の基本構造 (二) 生命保険金・死亡退職金に係る負担軽減のあり方

(現行)

- ・ 遺産総額からの控除による負担軽減
- ・ 控除額 = 500 万円 × 法定相続人数

1-(ニ)-1【負担軽減のあり方】

- 負担軽減のあり方についてどのように考えるか。

1. 税額計算の基本構造 (ホ) 特例措置等（小規模宅地の特例、農地に係る納税猶予等）に係る負担軽減のあり方

(現行)

- ・ 遺産総額からの控除による負担軽減

1-(ホ)-1【控除のあり方】

- 以下のような特例措置等について、負担軽減のあり方についてどのように考えるか。
 - ・ 小規模宅地の特例
 - ・ 農地に係る納税猶予
 - ・ 国等に対する寄附
 - 等

1. 税額計算の基本構造 (へ) 各種控除 (配偶者控除、未成年者控除、障害者控除等) の形態
(現行)
・ 税額控除

1-(へ)-1 【控除の形態】

- 負担軽減は、税額からの控除方式とするか、課税価格からの控除方式とするか。

2. 未分割での申告
(現行)

- ・ 申告期限において未分割の場合には、相続人等が未分割財産を法定相続分等に従って取得したものととして税額計算を行い申告

2-1 【課税価格の計算】

- 申告期限において未分割の場合、課税価格や税額はどのように算出するか。

2-2 【未分割の場合の申告義務】

- 現行においては、申告義務は、原則として各取得者の税額計算において税額が生じる場合にあるとしているが、課税方式を見直した場合にはどのように考えるか。(7-1【申告義務】参照)

※未分割の場合の課税価格について、現行と同様、相続人等が未分割財産を法定相続分等に従って取得したものととして算出するとし、また、基礎控除については取得者ごとに設定するとした場合においては、未分割時の課税価格が基礎控除以下であったとしても、遺産分割後の課税価格は基礎控除を上回る可能性があることをどのように考えるか。

2-3 【全体財産の把握の必要性】

- 未分割の場合の課税価格について、現行と同様、相続人等が未分割財産を法定相続分等に従って取得したものととして算出するとした場合、納税者、課税当局ともに、税額計算を行うに当たり、相続に係る全体財産の課税価格を把握する必要があるが、どのように把握するか。(2-2【未分割の場合の申告義務】参照)

2-4 【未分割での申告された事案のフォロー】

- 未分割で申告された事案についてのその後分割されるまでどのようにフォローするか。

3. 仮装分割・仮装未分割等への対応 (現行)

- ・ 相続税の総額は、合計課税価格に相当する金額を相続人が法定相続分に応じて取得したものとして算出し、各取得者の相続税額は、相続税の総額に各取得者の取得財産の課税価格が合計課税価格に占める割合を乗じて算出

3-1【仮装分割・仮装未分割】

- 現行課税方式の下では相続税の総額は遺産分割の態様に関わらず一定であるが、遺産取得課税方式の下では相続税の総額は遺産分割の態様に影響を受けることになるところ、仮装分割・仮装未分割（分割したにも関わらず未分割として申告すること等）による租税回避行為にどのように対応していくか。

3-2【未分割での放置】

- 未分割での放置をどのように考えるか。

※課税方式を見直した場合には、遺産分割が法定相続分に従って行われたときに相続税の総額が基本的に最も少額となる場所、未分割の場合の課税価格について、現行と同様、相続人等が未分割財産を法定相続分等に従って取得したものとして算出するとした場合には、仮装未分割や未分割での放置が生じる可能性があることをどのように考え、どのように対応していくか。

4. 遺贈 (現行)

- ・ 基礎控除額＝5,000万円＋1,000万円×法定相続人数
- ・ 「一親等血族及び配偶者」以外の者に対して税額を2割加算

4-1【相続人と受遺者】

- 相続人と受遺者の扱いに差異を設けるか。設けるとした場合、どのような差異を設けることが考えられるか。

4-2【世代飛ばし】

- 世代飛ばし効果のある、孫等への遺贈についてどのように対応するか。

5. 普通養子

(現行)

- ・ 税額計算の際に法定相続人数への算入について一定の制限あり
- (注) 基礎控除の額や税率の累進等に影響あり。
- ・ 税額 2 割加算の対象でない「一親等血族」には、被相続人の直系血族が当該被相続人の養子となっている場合は含まず

5-1【税額計算上の扱い】

- 普通養子について税額計算上の扱いをどのように考えるか。

5-2【世代飛ばし】

- 世代飛ばし効果のある、孫養子等の相続についてどのように対応するか。

5-3【未分割と養子】

- 未分割での申告における普通養子の税額計算上の扱いをどのように考えるか。

6. 申告納税地

(現行)

- ・ 申告納税地は被相続人の住所地

6-1【申告納税地のあり方】

- 現行においては、申告納税地は被相続人の住所地であるが、課税方式を見直した場合にはどのように考えるか。

7. 申告書

(現行)

- ・ 申告義務は、原則として合計課税価格が基礎控除額を超える場合で、各取得者の税額計算において税額が生じる場合にあり
- ・ 原則は納税義務者ごとの提出であるが、連署方式での共同提出も可能
- ・ 被相続人の死亡時の財産や他の取得者の取得財産に係る明細を添付

7-1【申告義務】

- 現行においては、申告義務は、原則として各取得者の税額計算において税額が生じる場合にあるとしているが、課税方式を見直した場合にはどのように考えるか。(2-2【未分割の場合の申告義務】参照)

※取得者ごとに基礎控除を設ける場合、同一の相続において税額が生じる者と生じない者が出てくることになる。現行と同様、原則として税額が生じる場合に申告義務があるとした場合には、同一の相続において申告義務のある者となない者が出てくるため、納税者や課税当局にとって相続に係る全体財産の課税価格等の把握が難しくなることについてどのように考えるか。

7-2【添付書類】

- 現行においては、被相続人の死亡時の財産や他の取得者の取得財産に係る明細を添付書類としているが、課税方式を見直した場合にはどのように考えるか。(7-1【申告義務】参照)

7-3【申告書の提出方法】

- 現行においては、申告書は原則として納税義務者ごとの提出としつつ、連署方式で共同提出もできるとしているが、課税方式を見直した場合にはどのように考えるか。

8 連帯納付義務 (現行)

- ・ 同一の被相続人から相続等により財産を取得したすべての者は、受けた利益の範囲内で互いに相続税に係る連帯納付義務あり

8-1【連帯納付義務のあり方】

- 連帯納付義務のあり方についてどのように考えるか。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）②

平成 19 年 11 月 20 日
税 制 調 査 会

第 2 各論

6. 資産課税

(1) 相続税

① 相続課税の現状等と今後の方向性

相続税については、主にバブル期における地価の急騰に伴い、基礎控除の引上げ等の減税や、居住及び事業の継続に配慮した各種特例の拡充が行われ、さらに、平成 15 年度税制改正では最高税率の引下げを含む税率構造の見直しが行われた。

このため、近年地価がバブル期以前の水準にまで下落し、相続税の負担が大幅に緩和された結果、年間死亡者数のうち相続税の課税が発生する割合が 4 % 程度まで減少するなど、その資産再分配機能や財源調達機能は低下している。

近年の経済のストック化の中で、家計資産及び相続税の課税遺産における金融資産の額が著しく増加している。特に、高齢者世帯ほど資産蓄積が多く、家計資産の格差も、高齢者世帯において顕著となっている。また、相続人の数は年々減少してきており、今後ともそうした傾向が続くものと見込まれる中で、相続人の取得する財産額はさらに増加していくと考えられる。こうした点を踏まえると、相続を機会に高齢者世代内の資産格差が次世代へ引き継がれる可能性も増してきていると考えられる。

また、高齢化の進展の中で、相続人自身も高齢化してきており、相続時点ではすでに相続人自身の資産形成も進んでいると考えられる。このため、相続財産が相続人の生活基盤を形成するという意味合いは従来に比して薄れてきており、遺産における金融資産の増加等ともあいまって、相続税の担税力を有する層が拡大していると考えられる。

さらに、今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持に寄与することとなっている。そこで、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付に対応する負担を、死亡時に清算するという考え方に立てば、相続税は、遺産が相続される時にその一部を社会に還元することによって、給付と負担の調整に貢献できると考えられる。

以上の相続税を巡る環境の変化等からすれば、これまでの改正により大幅に緩和されてきた相続税の負担水準をこのまま放置することは適当ではなく、相続財産に適切な負担を求め、相続税の有する資産再分配機能等の回復を図ることが重要である。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2008（抄）

平成 20 年 6 月 27 日
閣 議 決 定

第 4 章 国民本位の行財政改革

4. 税体系の抜本的な改革に向けて（税制改革の重点事項）

【重点事項】 税体系の抜本的な改革に当たっては、以下の課題を踏まえ検討する。

（2）世代間・世代内の公平の確保

- ・ 老後の資産形成に資するよう、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入等について検討する。
- ・ 税制と社会保障給付を一体的に切れ目なく設計し、必要な人に必要な支援をきめ細かく行うため、控除制度の在り方や既存施策との関連など、その課題の検討に着手する。
- ・ 格差の固定化の防止や老後扶養の社会化への対処といった今日的課題も踏まえ、資産課税（相続税）を総合的に見直す。